ＮＯ.　〇〇

令和６年●月●日

〒○○○－○○○○

〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇　〇〇　様

**長期間相続登記等がされていないことの通知**

**及び相続登記に関する相談会の開催等について（お知らせ）**

　平素から、法務行政に対する御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、水戸地方法務局では、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成３０年法律第４９号）」に基づき、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなられているものの、名義がそのままの状況となっており、長期間にわたって相続登記等がされていない登記記録の所有者の法定相続人を調査し、そのうちの任意の１名の方に対して、本通知書等をお送りしております。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあるほか、令和６年４月１日から、相続登記が義務化される新たな制度がスタートしており、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから３年以内に相続登記の申請を怠ったときは、１０万円以下の過料の適用対象となることとされましたので、この機会に、通知された方におかれましては、他の法定相続人の方々と協力するなどして、必要な登記申請やその前提となる相続人間の協議を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

　なお、登記申請に当たっては、現在の所有権の登記名義人の相続関係を法務局で調査して一覧化した図である「法定相続人情報」を御活用いただくことができます。最寄りの法務局において、貴殿に対して「法定相続人情報」を出力した書面を無料で提供しますので、提供を御希望される場合は、最寄りの法務局にお問い合わせください。

　その他、貴殿が既に相続放棄をされている場合など登記記録上の所有者の法定相続人の地位にない場合や、本通知の内容に関して御不明な点、相続登記等に関する御質問等がございましたら、ご遠慮なく当局の担当者までお問い合わせください。

（参考情報１）

相続登記手続についてご相談されたい場合には、同封のチラシ「法務局・司法書士会・土地家屋調査士会合同相続登記相談会」のとおり、無料の相談会を実施する予定（事前予約制）ですので、是非ご参加ください。

（参考情報２）

参考情報１の相談会のほかにも、同封のチラシのとおり、「司法書士相続登記相談センター」へご相談する方法もございますので、是非ご利用ください。

記

１　不動産番号及び不動産所在事項

〇〇〇〇〇〇　〇市〇町〇丁目〇番　　他

２　現在の所有権の登記名義人

〇市〇町〇丁目〇番〇〇　　〇〇　〇〇

３　法定相続人情報の作成番号

〇〇〇〇－〇〇〇〇〇

※本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の１名の方に送付しています。

※本制度の概要について法務省ホームページで確認することができます。→

※相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら→

茨城県水戸市北見町１番１号

水戸地方法務局不動産登記部門（担当：○○、○○）

連絡先：０２９－２２７－９９２７